

## 令和3年度 認定こども園なおみ園 重要事項説明書

教育保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次の通りです。

## 1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人照輝会
事業者の所在地	青森県五所川原市みどり町4丁目126番地1
事業者の連絡先	0173(34)7888
代表者氏名	理事長 一戸 義雄

## 2. 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	認定こども園なおみ園							
所在地	青森県五所川原市みどり町4丁目126番地1							
連絡先	電話番号 0173(34)7888 FAX番号 0173(34)9293							
施設長氏名	一戸 義雄							
開設年月日	昭和55年4月1日 なおみ保育園（保育所）開園 平成27年4月1日 認定こども園なおみ園（保育所型） 平成30年4月1日 認定こども園なおみ園（幼保連携型）							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号			一人	5人	5人	5人	15人
	2号・3号	15人	13人	12人	10人	15人	15人	70人
	合計	15人	13人	12人	15人	15人	15人	85人
当園の基本理念・方針	<p>〈基本理念〉</p> <p>社会福祉法人照輝会の運営する認定こども園なおみ園は、(1)心身ともにたくましい子(2)生命を大切に思いやり豊かな子(3)自ら判断し主体的(能動的)な子を育成するために、健全な健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う。保育者は、園児と共に適切な環境を創造し、生活や遊びを通して義務教育及びその後の教育の生きる力の基礎を培う。保育者は、子どもの最善の利益を考慮しつつその生活を保障し、保護者とともに園児を心身ともに健やかに育成し、保護者への子育て支援を総合的に提供することを目的とします。</p> <p>〈方針〉</p> <p>教育保育方針は、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」に基づき、家庭との連携を図り、教育と保育が一体的に展開される生活や遊びを通して、園児一人一人の特性や発達の過程課題に即した働きかけを通して興味、関心、意欲、粘り強さ等の生きる力の基礎を培う。人権尊重とプライバシー保護を第一義とし、常に子どもの最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、説明責任を果たして、よりよい教育保育のために努力研鑽することを基本とします。</p>							

## 3. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	乳児保育室
ほふく室	1 室	ひよこ1歳児保育室
保育室	4 室	ひよこ2歳児・かなりや組・うぐいす組・ひばり組保育室
遊戯室、ホール	1 室	
調理室	1 室	自園給食

子育て支援室	1 室	
事務室・保健室	1 室	
敷地	敷地全体	841.99 m <sup>2</sup>
	園庭	207.9 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造 1階建て
	延べ	1049.89 m <sup>2</sup>

## 4. 職員体制（令和2年4月1日 現在）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
主幹保育教諭	1 人	1 人	0 人	
副主幹保育教諭	1 人	1 人	0 人	
保育教諭	18 人	10 人	8 人	
保育士	0 人	0 人	0 人	
事務職員	1 人	1 人	0 人	
管理栄養士	1 人	1 人	0 人	
調理師	1 人	1 人	0 人	

※保育教諭等の員数は、園児数等により変動することがあります。

## 5. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

## 1号認定子ども（教育標準時間認定）

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前7時00分～午後1時00分（11時間）
預かり保育	保育時間	一時預かり：13時～18時 土曜（休日扱い）：7時～18時
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季なし	
	冬季なし	

## 2号・3号認定子ども（保育認定）

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前7時00分～午後3時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：なし 夕：18時～19時
	保育短時間	朝：なし 夕：15時～19時
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
休日保育	前月の20日までに休日保育予約票（別紙）に記入してお申し込みください。	
	利用料は、1週間以内に振替休日をおとりいただくことで無料 利用時間 8：00～17：00（前後延長の場合1時間100円の料金発生） 取下・追加・変更の場合、利用1週間前までに予約変更票に記入のうえ、ご提出ください。	

## 6. 利用料等

利用者負担（3号認定児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月～8月分の保育料 前年度の市町村民税額で算定された金額</li> <li>・9月～3月分の保育料 今年度の市町村民税額で算定された金額</li> </ul> 市町村の賦課決定時期が6月頃となることから、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。		
実費徴収（園規程）	主食費（2. 3号認定児）	1月当たり	500円
	副食費（2. 3号認定児）	1月当たり	4,500円
その他実費徴収	1号認定子どもの預かり保育に係る費用	13時～18時	1回100円 月上限500円
	2号・3号短時間認定児延長保育に係る費用	1日100円	月上限500円
	2号・3号標準時間認定児延長保育に係る費用	18～19時	無料
その他	19時～20時までの特別延長料金	10分毎	100円

## 7. 支払方法

口座振込み ①保育料（3号認定）、給食費（主食費・副食費）（1・2号認定児） 青森銀行五所川原支店 3124781（支払い期日 月末まで） ②延長料金等諸経費（1号・2号・3号認定児）バス代、休日保育料金 青森銀行五所川原支店 3124778（支払い期日は請求書に記載）
上記費用の支払いは、金融機関の振込控をもって領収の証とし、連絡帳集金確認欄に振込日と領収印を捺印します。保護者が領収書を必要とする場合、請求に応じ領収書を発行します。

## 8. 提供する特定教育・保育の内容

<p>教育・保育のねらいは、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育成することであり、その内容は、園児の発達の側面から「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の内容を通して総合的に達成されます。自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な活動であり、主体的な遊びを通してねらいが達成されるように、下記の子どもの活動・環境構成等計画的な保育者の働きかけを行います。</p> <p>(1) 心身共にたくましい子（体育・食育）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝の体操・マラソンや散歩など戸外での活動を十分に楽しむ中で、健康な身体を作り、生きる力の基礎を培います。食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの基本的な生活習慣を形成し、自立心を培います。</li> </ul> <p>(2) 生命を大切に、思いやり豊かな子（徳育）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培活動や散歩等を通して自然の世界に触れ、豊かな感性と生命を尊重する心</li> <li>・地域交流活動などを通して、人権を尊重し、挨拶や「ありがとう」と感謝できる豊かな心</li> <li>・絵本や紙芝居の読み聞かせ等を通して善悪の判断ができる心（自律心・規範意識）</li> </ul> <p>(3) 自ら判断し、能動的な子（知育）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達段階を体系化したピアジェ教育理論に基づいた「かずともじのペタペタシール遊び」を楽しみながら数のしくみ等の認識力・思考力・発表力等を培います。</li> <li>・英会話教室・習字教室・鍵盤ハーモニカ指導等を通して知的好奇心を育みます。</li> </ul> <p>※ 食事は自園給食です。アレルギー対応方法はアレルギー対象食品を除去して提供します。その際、医師の診断書やアレルギー検査結果表を提出いただきます。</p>
--

## 9. 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園進級を祝う会、子どもの日の集い、早朝清掃（父母会主催）
5月	内科検診・歯科検診、教育保育参観、保健教室、
6月	運動会、子ども遠足
7月	七夕の集い

8月	プール水遊び
9月	親子遠足、個人面談、保健教室
10月	内科検診・歯科検診、保健教室、交流会
11月	七五三の集い、おゆうぎかい、
12月	クリスマス・お誕生会
1月	教育保育参観、育児講座
2月	節分豆まきの集い
3月	雛祭り誕生会、お別れ会、卒園式

上記以外の毎月の行事 発育測定、避難訓練、交通安全教室

年齢毎の行事 2歳～5歳児 ピアジェ理論教育ペタペタシール遊び

4・5歳児～鍵盤ハーモニカ

5歳児～習字教室、英会話教室

## 10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設が定めた選考方法（運営規定）による。</li> <li>兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。非課税世帯（一人親家庭等）の場合。その他の者は先着順（抽選・面接等）により選考します。</li> </ul> <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>五所川原市が行う利用調整によります。</li> </ul>
利用決定	五所川原市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本「重要事項説明書」に同意された後に「入園契約書」を締結し、教育保育の提供を開始します。
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が認定を取り消したとき（1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき、卒園を含む。）</li> <li>教育・保育給付保護者から退園届等の提出があったとき</li> <li>その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき （保護者が利用料等の基本負担額の支払いを遅滞した場合で、徴収に努めても支払いに応じない場合等）</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<p>①登園は8時30分までとなっています。</p> <p>欠席、遅れる場合は、8時30分までに電話でご連絡ください。お迎えは、基本的に保育時間内をお願いします。緊急で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には事前にご連絡ください。</p> <p>②体温が38℃以上ある場合は登園をお控えください。登園後に38℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。但し、インフルエンザ等の感染症が流行する時期は、別途体温規定を設けて、保健だより等で通知します。</p> <p>③与薬の取り扱い…感染リスクがない症状の服薬投与可（耳鼻科・皮膚科等）。その際、与薬票を記入のうえ、看護師指導のもと給食前後に1回分の投与を担当が行い、投与結果（投与時刻・担当者等）を保護者に書面で報告します。</p>

## 11. 嘱託医

### (1) 嘱託内科医

医療機関の名称	てらだクリニック
医院長名	寺田 明功
所在地	〒037-0014 五所川原市大字稲実字米崎 122-17
電話番号	0173-33-1200
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>年2回（春・秋）嘱託内科医による内科検診を行ないます。</li> <li>検診結果は、書面で保護者に通知します。</li> <li>新入園児は入所3ヶ月以内に嘱託内科医による入所時健康診断を実施します。</li> </ul>

### (2) 嘱託歯科医

医療機関の名称	黒部歯科クリニック
医院長名	黒部 倫
所在地	〒037-0023 五所川原市大字広田字榊森 54-65
電話番号	0173-33-3939
入所時の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回（春・秋）嘱託歯科医による歯科検診を行ないます。</li> <li>検診結果は、書面で保護者に通知します。</li> <li>・入所3ヶ月以内に嘱託歯科医による入所時歯科検診を実施します。</li> </ul>

## (3) 学校薬剤師

薬剤師の名前	竹谷 司薬剤師
所在地	〒037-0015 五所川原市姥范船橋 242-6
電話番号	0173-26-5005

## 12. 緊急時における対応方法

## (1) 緊急時の対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他関係機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。火災や大規模な地震などの非常災害の場合は、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難誘導します。

## 【管轄する消防署】

消防署名	五所川原消防署
所在地	〒037-0036 五所川原市中央4丁目130
電話番号	0173-35-2019

## 【管轄する警察署】

警察署名	五所川原警察署
所在地	〒037-0046 五所川原市栄町6-1
電話番号	0173-35-2141

## (2) 非常災害対策

防火管理者※	一戸 義雄
消防計画届出年月日※	令和2年4月10日
避難訓練	火災・地震・洪水・不審者を想定して、避難及び消火訓練（月1回）、防犯訓練を実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	五所川原第三中学校（市指定避難所）、コミセンさかえ
緊急時の連絡手段	電話、おりこうメール、専用ホームページで情報提供をします。

## 13. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	(氏名) 浅井 弘子	(職名) 主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	(氏名) 一戸 義雄	(職名) 施設長
第三者委員	(氏名) 木津谷とき子	(電話番号) 0173-34-6624
		(役職、所属等) 民生委員
	(氏名) 菊池 義孝	(電話番号) 0173-35-9490
		(役職、所属等) 民生委員

## 【要望・苦情等への対応方法】

(1) 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(2) 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

#### 14. 賠償責任保険の加入状況

施設の欠陥、管理、又は保育者の指導監督上のミス等により、乳幼児または他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損、汚したりした場合に、施設管理者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険料を支払います。

保険の種類	賠償責任保険（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）
保険の内容	被害者対応費用担保追加条項 事故対応費用
保険金額	1事故につき最大1,000,000千円、 1名につき 最大1,000,000千円

#### 15. 個人情報の取り扱い

個人情報の保持及び個人情報の管理	本園では、保護者から提出された書類に記された氏名・住所・電話番号・生年月日等、個人が特定・識別できる情報、職務遂行上知り得た秘密等につきましては、「個人情報の保護に関する法律」や「児童福祉法」等、関連する法令を遵守し、その利用目的を明確にして厳重に管理します。また、個人情報は適切な手段により収集し、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱いはいたしません。
個人情報の利用目的	入園手続時及び在園中に本園所定の手続きにおいて収集する個人情報の利用目的は、下記の通です。 (1) 入園に対する業務 (2) 保護者との連絡に関する業務（園便り、クラス便り等） (3) 園児の教育保育に関する業務（指導案等） (4) 園児の記録管理に関する業務（成長記録等） (5) 園児の健康状態把握に関する業務 (6) 卒園児の確認に関する業務（卒園アルバム写真掲載等） (7) 園外に係る業務（パンフレット、ホームページ等）
教育諸活動での利用	記録写真・VTR、実習生、ボランティア等の教育保育に携わるすべての人が個人情報保護の重要性を認識したうえ、お預かりした個人情報は個人情報管理責任者の監督のもとに守秘を徹底するよう努めます。

#### 16. 入園進級時の提出書類

入園・進級時には、下記の書類を提出していただきます。

- (1) 家庭調書
- (2) 入園契約書
- (3) 連帯保証人
- (4) その他、園が必要とする書類

※ 上記、重要事項説明書は、電磁的方法による提供が可能です。

## 重要事項説明書についての同意書

令和            年            月            日

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人照輝会 認定こども園なおみ園

説明者 施設長 一戸 義雄

私は、本書面に基づいて認定こども園なおみ園 の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意いたしました。

保護者住所

保護者氏名

印

児童との関係

児童名

児童名

児童名